

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0400040	自治体の指名入札制度の業者指名に係る基準から業歴・受注実績、価格の除外	地方自治法第234条、地方自治法施行令第167条の11、地方自治法施行令第167条の5	地方公共団体の長は、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めなければならない。	d		指名競争入札における被指名者の要件は、各地方公共団体がその実情に応じて定めるものであり、その内容如何は地方公共団体の自主的な対応によるものである。		回答では、各地方公共団体が「実情に応じて」「自主的な対応」を行うものとするが、要望の効果として考えられる「入札の質の向上」と「技術力等のある中小企業者の育成」は各地域の実情に応じてではなく、国が全国的視野に立って推進すべきものと考えられるため、本件に係る具体的な対応策について、実施時期も含めて改めて検討されたい。	d		指名競争入札における被指名者の要件は、各地方公共団体がその実情に応じて定めるものであり、その内容如何は地方公共団体の自主的な対応によるものであって、国が全国的視野に立って推進すべきものではない。	回答では「その内容如何は地方公共団体の自主的な対応による」とあるが、地方自治法施行令第167条の11の規定は、国が具体的な要件を定めたものではないことを確認したい。	d		地方自治法施行令第167条の11において、指名競争入札の参加者の資格として「工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格」を定めなければならないこととされているが、国が統一した具体的な要件を定めているものではなく、各地方公共団体がその実情に応じて自主的な判断によって定めているものである。	5074	5074010	㈱東京リーガルマインド	1	自治体の指名入札制度において、業者指名の基準から業歴・受注実績、価格を除外すること。		現状、自治体の指名入札制度において、業者を指名する際の基準は、業歴・受注実績が重視される運用となっているが、これをあらため、業歴・受注実績を除外する運用を行うこと。	総務省
z0400050	DV(ドメスティックバイオレンス)加害者に対する住民基本台帳の一部の写しの閲覧拒否等について	住民基本台帳法第11条、第12条及び第20条	住民基本台帳法においては、何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳のうち氏名、生年月日、性別及び住所に係る部分の写しの閲覧を請求することができる(第11条第1項)、また、住民票の写し等又は戸籍の附票の写しの交付を請求することができる(第12条第1項及び第2項並びに第20条第1項)こととされている。市町村長は、これらの請求が不当な目的によることが明らかとなるとき等は、請求を拒むことができることとされている(11条第3項、第12条第5項及び第20条第2項)。この「不当な目的によることが明らかとなるとき等」に該当するかどうかについては、各個別の事案について各市町村長が判断を行う。	b		DV被害者に係る住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制限のあり方について、総務省において今年度中に検討を開始する予定。		回答では「今年度中に検討を開始する予定」とあるが、DV問題は喫緊の課題であることにかんがみ、検討時期開始時期を早められないかについて検討され、その具体的な理由を含めて示されたい。あわせて、平成16年度までに実施できるか否についても示されたい。	b	そもそも、「不当な目的によることが明らかとなるとき」等の判断は各市町村長が個別の事案に即して行うべきものであり、現に多くの市町村においては、DV法の保護命令の有無等を勘案し判断がなされているところ。DVにおける事例を含め住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制限のあり方について、総務省においてできる限り早期に検討を開始する予定であるが、これらの制度は、長年にわたり市町村において運用されてきた制度であり、行政機関のみならず民間部門においても広く利用されているものであって、各方面の様々な意見を聞きながらどのような対応が可能か検討を進める必要があることから、実施時期を明示することは困難である。	a	回答では「実施時期を明示することは困難」とあるが、DV問題は喫緊の課題であることにかんがみ、改めて平成16年度中に実施できないか検討されたい。	5083	5083020	熊本県菊池市	2	DV(ドメスティックバイオレンス)加害者に対する住民基本台帳の一部の写しの閲覧拒否等について		住民基本台帳法において、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等請求が「不当な目的によることが明らかとなるとき」は、市町村長は請求を拒むことができることと規定されている。「不当な目的によることが明らかとなるとき」の客観的な基準を示されるよう要望する。	総務省			